

2020 年 12 月発表 ドローンの新たな制度について

2020 年 12 月に国土交通省からドローンの新しい制度について発表がありました。今後ドローンの利活用をさらに拡大していくため、ドローン飛行時の操縦のルールが変わっていきます。ドローンを利用する際に大きく関わる内容なので、主な変更ポイントを 2 つご紹介したいと思います。

ドローンが免許制になる

まず 1 つめの大きな変更ポイントはドローンの操縦が免許制になるということです。2021 年の通常国会でこの内容を含んだ航空法改正案が提出される予定です。

新設される免許制度では「一等資格」「二等資格」の 2 つの資格が作られる予定となっています。

- ◆ 一等資格：現在は禁止されている有人地帯での目視外飛行ができる資格
- ◆ 二等資格：現在は許可申請によって飛行が認められている範囲での飛行ができる資格

機体の認証制度も設けられるようなので、今後ドローンを使うには活用方法に応じた「操縦免許」と「機体の認証」、必要に応じた「許可申請」の 3 つが必要になってきそうです。

航空法による規制が 200 g 以上のドローン→100 g 以上のドローンへと変更になる

もう 1 つの変更ポイントが規制対象範囲の拡大です。これまでは 200 g 以上のドローンについて飛行のエリアや方法について規制が設けられており、規制されたエリアや方法で飛行する場合は許可申請が必要でした。この規制の基準が 200 g 以上のドローンから 100 g 以上のドローンへと変更になります。

これまでの航空法の規制に合わせてギリギリ申請が不要になる 199 g のドローンなども販売されており人気商品だったので、この変更は大きな影響がありそうです。100 g 以上 200 g 未満のドローンをお持ちの方はこれから申請や免許が必要になる可能性があるので、航空法の改正内容をよくチェックしたほうが良いかもしれません。

※ 現在の航空法については、教えてインストラクター！「ドローンを飛ばしてみたい！免許や資格は？」をご確認ください。

ドローンはこれからますます多くの分野で活用されていくと思います。それに伴って関連する法律もどんどん変わっていくので、ドローンをお使いの方・これから使おうと思っている方は最新情報をキャッチできるようにしておくことがとても大切です。

Fujitaka ドローンパイロットスクールでも法改正などの新しい情報があれば発信していくよう努めますので、今後ともよろしくお願いいたします。